

応用編

8. 宗教法人に関する税金

～源泉所得税・住民税・法人税・その他の税金～

源泉所得税

所得税は本来所得の帰属者が自主的に納税・申告する「申告納税方式」ですが、特定の所得に関しては支払者が所得税を徴収して納税する「源泉徴収制度」が採用されています。

住民税

前年の1月から12月の所得に応じて決まる地方税。所得に応じて決まる「所得割」のほか、一律に課される「均等割り」があり、この2つを合わせて住民税と呼びます。

法人税

宗教法人の場合、収益事業を行う場合、そこから生じる所得に対して課税する税金。収益事業は①販売業、製造業その他の政令で定める事業②継続して行われるもの③事業場を設けて行われるもの という要件を満たすものが収益事業となります。

その他の税金

宗教法人の活動においては、その他 消費税・不動産取得税・登録免許税・固定資産税・印紙税・相続税・贈与税 など事業の運営形態などにより様々な税金が関係します。

9. 源泉所得税について

～源泉所得税の概要～

宗教法人において、源泉所得税は数ある税金の中でも、業務に密接に関わる税金の一つと言えます。ここでは、源泉所得税についての知識を掘り下げ、確実に源泉徴収・納税を行いましょう。



源泉徴収制度

①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者〔宗教法人〕が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する制度。この制度により源泉徴収された税額は、年末調整や確定申告により精算されます。

宗教法人が支給する代表役員や職員等に支払う給与や退職金、税理士等の報酬、講演料等の支払いには、源泉徴収の義務が発生します。給与以外の報酬等の支払いにおいて、源泉所得税の徴収漏れが多く見受けられますので、源泉徴収が発生するケースをしっかりと押さえて、徴収漏れ・納税漏れがないようにしましょう。また、徴収漏れを防ぐために、個人名義でもらうのではなく、「宗教法人名義」でもらうことも検討してみてください。

9. 源泉所得税について

～源泉徴収の仕方～

給与所得の源泉徴収税額の方法

給与から源泉徴収をする所得税・復興特別所得税の額は、「源泉徴収税額表」を使って金額を計算します。「源泉徴収税額表」は年末調整の資料と共に、税務署から送られてきます。また国税庁のホームページから取得することも出来ます。

税額表は、「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に区分されており、それぞれの税額表は「甲」「乙」（月額表）、「甲」「乙」「丙」（日額表）に区分されています。

支給区分	税額表	使用する欄
月払い	月額表	甲欄、乙欄
日雇い賃金	日額表	丙欄(※)

区分	扶養控除等申告書
甲欄	提出必要
乙欄	提出なし
丙欄	提出不要

甲乙丙の判定順序としては、

- ①給与の支給形態が月給か日給か→→→→→日給ならば丙欄
- ②月給のうち、主たる給与か従たる給与か→主：甲、従：乙

<月額表と日額表>

※あらかじめ雇用契約期間が2ヵ月以内と定められていること

<甲欄・乙欄・丙欄>

(事例)

- ・パート（扶養控除申告書提出あり）・・・甲欄
- ・パート（扶養控除申告書提出なし）・・・乙欄
- ・役員への報酬、お礼、お車代・・・乙欄

主たる給与であるかは、「扶養控除申告書」の提出有無です。この申告書は1箇所には提出できませんので、複数から給与を頂かれている方は、自分がメインで働いている法人にのみ提出してください。

9. 源泉所得税について

～源泉徴収の仕方～

具体的な計算方法

宗教法人〇〇寺のA住職の場合(兼職なし)

- ①令和5年3月分給料 420,000円
- ②給料の額から控除する社会保険料 62,637円
- ③「給与所得者の扶養控除申告書」の提出あり
(源泉控除対象配偶者有、控除扶養親族1人)

支給金額
(課税分)

420,000円

社会保険料等

62,637円

社会保険料等控除
後の給与等の金額

357,363円

7,450円
(源泉徴収税額)

「357,363円が含まれ
ている欄を確認します。」

庫裏以外にお住まいで、通勤手当を支給している場合は、その手当は一定金額まで非課税となります。「社会保険料等控除後の給与等の金額」で源泉徴収税額表の表を見ることに注意しましょう。

また、宗教法人で社会保険に加入せず、国民健康保険・国民年金を納めておられる方は、上記計算式の「社会保険料等」はなく、年末調整で国保等の金額をまとめて控除します。

〔税額の計算〕

月 額 表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
344,000	344,000	12,100	8,620	6,810	5,350	3,600	2,110	500	0	0	68,000
347,000	347,000	12,340	8,860	6,960	5,470	3,730	2,240	620	0	0	69,000
350,000	350,000	12,590	9,110	7,090	5,600	3,850	2,360	750	0	0	70,000
353,000	353,000	12,830	9,350	7,210	5,600	3,970	2,360	750	0	0	70,000
356,000	356,000	12,830	9,600	7,330	5,720	4,090	2,480	870	0	0	71,100
359,000	359,000	13,080	9,840	7,450	5,840	4,220	2,600	990	0	0	72,100
362,000	362,000	13,320	10,090	7,580	5,960	4,340	2,730	1,110	0	0	73,100
365,000	365,000	13,570	10,330	7,700	6,090	4,460	2,850	1,240	0	0	74,200
368,000	368,000	13,810	10,580	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	0	75,200
371,000	371,000	14,060	10,820	7,940	6,330	4,710	3,090	1,480	0	0	76,200
374,000	374,000	14,300	11,070	8,070	6,450	4,840	3,220	1,600	0	0	77,100
377,000	377,000	14,550	11,320	8,200	6,580	4,970	3,340	1,720	0	0	78,100

9. 源泉所得税について

～源泉所得税の納税の行い方～

納付の方法・種類について

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、原則として給与などを支払った月の翌月10日までに e-Taxを利用して納付するか又は所得税徴収高計算書(納付書)を添えて、最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します。

給与の支給人員が常時10人未満である場合には、所轄の税務署長の承認を受けることにより、給与などの一定のものについて次のように年2回にまとめて納付することができます。

納期の特例の場合には納期限は以下の通りとなります。

- | | | |
|--|-----|---------|
| ①1月から6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別税の額 | 納期限 | 7月10日 |
| ②7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別税の額 | 納期限 | 翌年1月20日 |

宗教法人の多くは家族単位での経営なので「納期の特例制度」は便利ですが、納税が年2回である為、納税額が高額になることや納付忘れなどが起こる可能性がありますので、十分にご注意ください。

9. 源泉所得税について

～源泉所得税の税率・納税注意点について～

報酬等に関する源泉所得をした場合

講習会謝礼・税理士報酬などは源泉所得税の税額・算出方法が通常の給与とは異なります。また報酬に関しての納税は、納期の特例を選択している法人でも、**通常通りの翌月10日**が期限となりますので、源泉所得している種類により納税期限が異なることに注意しましょう。また、納付書の種類が似ていますが異なることも注意が必要です。

源泉をしなかった際の裁判判例を紹介

建築士の報酬等に対する源泉徴収をしなくとも、各人が確定申告をすれば支払った者の源泉徴収義務は消滅すると主張したが、所得税法はその所得の受給者が行う確定申告の際に、源泉所得税自体の過不足額の精算を予定していないとして棄却されている（国税不服審判所 H19.1.12）

報酬支払の際は源泉所得税の預り漏れが多く見られます。源泉徴収をしなかった場合のリスク・ペナルティなどを理解し、正しく納税まで行いましょう。また、納付期限の違い、納付書の違いなど、実務上は細かく規定されている事にも気を付けながら、税理士や専門家を活用しながらしっかり処理を行っていきましょう。

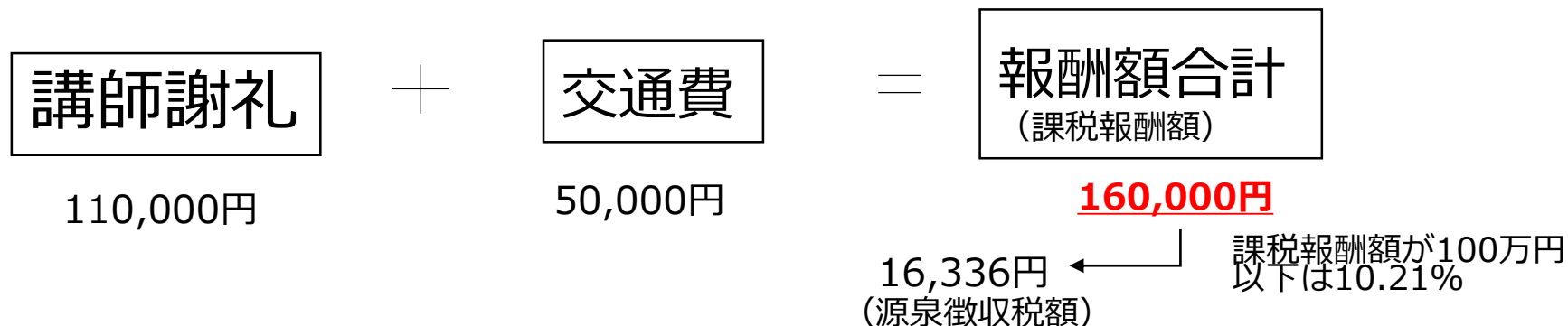
9. 源泉所得税について

～源泉徴収の仕方（報酬編）～

具体的な計算方法

経済エコノミスト〇〇氏講演会謝礼(個人事業主)

- ①講師謝礼 110,000円
- ②交通費 50,000円
- ③宿泊費 ○×ホテル 11,000円(実費、領収書精算の場合)



謝礼内訳に「交通費」となっている場合、旅費として実費精算などではなく単なる交通費として別途徴収する場合は原則として課税報酬として源泉所得税の対象として計算します。ただし、宿泊費の例のような、旅費が第三者への支払いが確実な場合には源泉所得税の対象とはなりません。

また、謝礼に消費税が含まれているか明確になっていない場合には、総額を報酬源泉の対象として計算します。ただし、明細などで明確に報酬と消費税が分かれている場合には消費税を除いて計算しても差し支えありません。

《 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般分） 》

支払年月日 実際の支払年月日を記載してください。年月は「納期等の区分」欄と一致します。	税務署名 所轄の税務署名を記載してください。	人 員 各区分ごとに各月の実人員（日雇労働者の賃金は延べ人員）を記載してください。	整理番号 整理番号を間違えないように記載してください。
---	----------------------------------	---	---------------------------------------

国税 納付書 (納付書) 領収済通知書 (記入例) ¥1234567890

32309

区分	支払年月日	人 員	納 期	納 額
俸給等 (01)				
賞与(扶養親族を除く) (02)				
日雇労働者の賃金 (06)				
退職手当等 (07)				
税理士等の報酬 (08)				
役員賞与 (03)				
以上の支払確定年月日				
年末調整による不足税額 (04)				
年末調整による超過税額 (05)				
本 税				
延 滞 税				
合計額				

徴収義務者
住所(所在地)及び氏名(名称)を記載してください。

合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。あて先

○この用紙は直接納付で処理しますので活字たり折り割たりしないでください。主記の合計額を徴収しました。

納期等の区分
給与、退職手当等を支払った年月を記載してください。

本 税
「税額」項の計を計算して記載します。

合 計 額
金額を書き誤ったときは新しい納付書に書き直してください。

国税庁HPより

通常、税務署から送られてくる納付書は「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般用・特例用)」のどちらかになります。給与、賞与に加え、税理士等の報酬、退職所得の税金もこの納付書で納付します。

〔納付書（納期特例分）の記載のしかた〕

最初と最後の支払年月日

最初と最後の支払年月

整理番号を忘れずに！

国税 収納金 資金 (納付書)		給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書		領収済通知書		(記入例) ¥ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0													
整理番号	32391	令和	年度	06	06	納税者	000XXXXX	税務署	110	納付書	00123456	数字は記入例を境下線のボールペンで力を入れて 特からはみださないように記載してください。							
区分	納期等	支払年月日	金額	税額	合計							納期等の区分							
① 給与・給料等 (01)	令和6年1月25日～令和6年2月3日	2,778,000	60,240	2,838,240							令和6年1月								
② 賞与(別欄56を除く) (02)	令和6年3月31日	650,000	53,092	703,092							令和6年6月								
③ 日雇労働者の賃金 (06)											支払分源泉所得税 及び復興特別所得税								
④ 退職手当等 (07)											証券受領	日付							
⑤ 税理士等の報酬 (08)	令和6年1月27日～令和6年3月0日	60,000	6,126	66,126							円								
⑥ 役員賞与 (03)											証券番号								
同上の支払 確定年月日											振込人								
住所 (所在地)	(電話番号 XXX-XXX-XXXX)					年末調整による 不足税額 (04)		年末調整による 超過税額 (05)		本 税	119,458	(領収年月日及び領収者名)							
〇〇市△△町1丁目1-1						延 滞 税		合計額	¥119,458										
氏名 (名称)	宗教法人 〇〇〇					○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。		あて先											
摘要						○ この用紙は直接機械で処理しますので活字たり折り曲げたりしないでください。				左記の合計額を領収しました。									

令和6年1月から6月までに支払った給与の合計額 2,778,000円とその税額の合計額 60,240円

令和6年3月31日に支払った賞与 650,000円とその税額 53,092円

令和6年1月から6月までに支払った税理士報酬の合計額 60,000円とその税額 6,126円

税額欄の合計額 119,458円

9. 源泉所得税について

～現物給与～

宗教法人が、代表役員等へ食事の提供や住居・衣服などを支給している場合、「現物給与」として給与として金銭で支給している額に合算して課税します。また子弟への学費などを宗教法人が捻出している場合も、代表役員等の給与として合算して課税することになります。



～ちょっとブレイク～

宗教法人では、「庫裏」や「袈裟」などの取り扱いが、通常の税務と一部異なることがあります。例えば「庫裏」は、業務上やむを得ず生活しているものとして捉えられ実務上の多くのケースで現物給与として課税されません。また、「袈裟」などは、業務遂行上の制服として捉えられ、これも非課税扱いになります。

「現物給与」は、税務調査でも大きな論点になるテーマです。ですが宗教法人の業務上、一般的な課税関係とは異なるケースが存在することも事実です。ただし、前提条件としては、「宗教法人だから全て非課税」と安易に考えず、まずは課税関係において、専門家などの意見を広く求め、課税関係・非課税を明らかにしていくことは、業務を遂行する上で重要です。

10. 法人税について

～収益事業（法人税）の概要～

収益事業を行う宗教法人においては、損益計算書の作成・法人税の申告、また収益事業で所得が出る場合には納税も発生します。ここでは、法人税の概要を押さえていきます。

収益事業の種類

宗教法人は収益事業を行う場合に法人税を納める義務がありますが、この場合の収益事業とは、左記の34業種の事業です。また、これらの事業に係る事業活動の一環として行われるいわゆる付随行為も収益事業に含まれます。

- | | | |
|-------------------------------|--------------------|-------------|
| ① 物品販売業 | ⑬ 写真業 | ⑳ 美容業 |
| ② 不動産販売業 | ⑭ 席貸業 | ㉑ 興行業 |
| ③ 金銭貸付業 | ⑮ 旅館業 | ㉒ 遊技所業 |
| ④ 物品貸付業 | ⑯ 料理店業その他の
飲食店業 | ㉓ 遊覧所業 |
| ⑤ 不動産貸付業 | ⑰ 周旋業 | ㉔ 医療保健業 |
| ⑥ 製造業 | ⑱ 代理業 | ㉕ 技芸教授業 |
| ⑦ 通信業、放送業 | ⑲ 仲立業 | ㉖ 駐車場業 |
| ⑧ 運送業、運送取扱業 | ⑳ 問屋業 | ㉗ 信用保証業 |
| ⑨ 倉庫業 | ㉑ 鋳業 | ㉘ 無体財産権の提供業 |
| ⑩ 請負業（事務処理の委託
を受ける業を含みます。） | ㉒ 土石採取業 | ㉙ 労働者派遣業 |
| ⑪ 印刷業 | ㉓ 浴場業 | |
| ⑫ 出版業 | ㉔ 理容業 | |

10. 法人税について

～収益に該当するかの判定～

通常、法人の事業としては法人税の対象となりますが、宗教法人の場合、収益事業のみが法人税の対象になると説明しました。ここでは、一部ではありますが収益事業かどうかを具体例を挙げながら判定を行うこととします。

収益事業に該当

- ・絵はがき、キーホルダーなどの物品の販売
- ・墳墓地以外の不動産の貸付
- ・信者等の宿泊施設への宿泊料
- ・結婚式に関する飲食等業者のあっせん手数料(リベート)
- ・境内地等の有料の席貸し
- ・駐車場の経営

収益事業に非該当

- ・参拝にあたって仏前等に捧げるものの販売
- ・墳墓地の貸付、永代使用料等
- ・宗教活動に関連する簡易共同宿泊施設利用
- ・仏前での結婚式の挙式

収益事業に関しては、判定が付きにくい項目も多いのが実情かもしれません。ですが、収益事業として申告の必要性があるかどうかの判定は重要ですので、収益事業を行っている際は一度税理士等の専門家へ、相談されることをおすすめします。

11. その他の税金

～消費税について～

国内で課税資産の譲渡を行った事業者は納税義務者になります。これは宗教法人も例外ではありません。納税の必要があるかどうかは、収益事業を行っている事で即納税になるというわけではありません。

宗教法人の行う主な事業と消費税の課税、不課税等の一覧表

事業の内容	課税、不課税等の別
イ 葬儀、法要等に伴う収入（戒名料、お布施、玉串料等）	不課税
ロ お守り、お札、おみくじ等の販売	不課税
ハ 絵はがき、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花等の販売	課税
ニ 永代使用料を受領して行う墳墓の貸付け	土地の貸付けに係るものは非課税
ホ 墓地、霊園の管理料	課税
ヘ 駐車場の経営	課税
ト 土地や建物の貸付け	土地の貸付けは非課税、建物の貸付けは課税、ただし、住宅の貸付けは非課税
チ 宿泊施設（宿坊等）の提供（1泊2食、1,500円以下）	不課税
リ 神前結婚、仏前結婚の挙式等の行為	
a. 挙式を行う行為で本来の宗教活動の一部と認められるもの	不課税
b. 挙式後の披露宴における飲食物の提供	課税
c. 挙式のための衣装その他の物品の貸付け	課税

国税庁 宗教法人の税務より

11. その他の税金

～消費税について～

国税庁 宗教法人の税務より

又 幼稚園の経営等	
a. 幼稚園の経営	保育料・入園料・入園検定料・施設設備費等は非課税
b. 制服、制帽等の販売	課 税
c. ノート、筆記用具等文房具の販売	課 税
ル 常設の美術館、博物館、資料館、宝物館等における所蔵品の観覧	課 税
ヲ 新聞、雑誌、講話・法話集、教典の出版、販売	課 税
ワ 茶道、生花、書道等の教授	課 税
カ 拝観料	不 課 税

※線香、ろうそく、供花の販売のうち、参詣にあたって仏前に献げるために下賜するものの頒布については不課税

消費税はうっかり申告漏れとなることが多いです。まずは、課税売上がどれくらいになるか算定し、その金額が1年間で1000万円を超えないか？の判定が重要となります。金額がギリギリである場合などは、税理士等の専門家へ、一度相談されることをおすすめします。

参考資料



実務がわかる 宗教法人会計・税務

基礎から行政手続きまで

1,980円

入門書として最適！！

本日お話した内容も網羅されている書籍です。比較的平易な内容であるため、読みやすいと評判です。

(書籍申込先)
本願寺出版社へ
お問い合わせください



宗教法人のための運営
ガイドブック

(令和5年11月発行)

文化庁宗務課



令和6年版
宗教法人の税務
(令和6年1月発行)

国税庁